

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱試行要領

(目的)

第1条 この要領は、館林市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第3項の規定により現場代理人の常駐を要しないとした場合に、館林市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）における現場代理人の兼任について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 次の各号に該当する工事においては、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととし、他の工事の現場代理人を兼任することを認めるものとする。

(1) 近接工事（同一工事区域内の工事または工事区域が近接する工事で、同一現場として充分現場管理が可能と発注者が判断した工事）

(2) 次のアからウのいずれの条件も満たす工事

ア 兼任する工事が、いずれも市発注工事であること。

イ 兼任する工事の当初の請負代金額の合計が4,500万円未満（建築一式工事にあっては9,000万円未満）であること。

ウ 設計図書（特記仕様書等）に兼任を認めない記載がないこと。

2 現場代理人の常駐緩和を認めるのは、現に現場代理人に指定されており、改めて他の工事の現場代理人になる場合に限る。

(常駐を要しない期間)

第3条 次の各号のいずれかに該当する期間は、工期中において現場代理人の工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、工事現場に滞在すること）を要しない期間とする。ただし、発注者と常に連絡を取れる体制が確保されている場合で、いずれの期間も設計図書、工事打合せ書等により明確となっており、発注者の承認を得た場合に限る。

(1) 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

- (2) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間
- (3) 現場施工が終了し、監督員による引渡し前の段階確認の実施、及び工事看板等の撤去が完了した現場で、監督員が現場代理人の常駐義務を解いた日から工事完成通知書の通知があった日までの期間
- (4) 機械器具設置工事等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

(兼任を認める工事の件数等)

第4条 兼任を認める工事の件数は、現場代理人1人につき2件までとする。

2 次の各号のいずれかに該当する工事は、兼任する工事の件数に含まない。

- (1) 当初の請負代金額が130万円以下の工事
- (2) 工事場所の特定されない維持補修工事等

3 兼任を認められた現場代理人は、発注者と常に連絡が取れる体制を確保し、作業が行われている工事現場のいずれかに常駐しなければならない。

4 近接工事として現場代理人を兼任している複数の工事については、1件の工事と見なす。この場合における請負代金額は、当該工事を合算した額とする。

(兼任の手続き等)

第5条 受注者は、現場代理人の兼任を希望する場合は、現場代理人兼任届出書(別記第1号様式)を提出することにより手続きを行うものとする。

2 現場代理人兼任届出書は、当初の請負代金額が130万円を超える工事に対して落札決定日から契約締結日までに現に現場代理人として指定されている工事の監督員及び改めて現場代理人の兼任を求める工事の監督員(予定監督員又は所属長)に確認(押印)の上、契約検査課に提出するものとする。

3 発注者は、現場代理人の兼任の解除について受注者から申し出があったときは、現場代理人兼任解除届出書(別記第2号様式)提出させるものとし、その写しを契約検査課に提出するものとする。

(受注者の責務)

第6条 第2条から前条までの規定は、現場代理人が兼任する工事現場のうち、常駐

していない工事現場においても、当該工事における受注者が負うべき義務を免除するものではない。なお、不備が認められる場合は兼任を取り消し、新たな現場代理人の配置を求めるものとし、配置できない場合は、配置できるまで工事を一時休止する。一時休止に伴う損失は、受注者が負うものとする。また、届出のない工事で現場代理人等になっていることが判明した場合や現場代理人を兼任したことにより、不良な工事になった場合は、工事成績評定に反映させるほか、指名停止措置等を行うこととする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

本要領は、令和7年3月1日から適用する。

現場代理人兼任届出書

年 月 日

館林市長 様

住 所
受注者
氏 名

現場代理人の兼任について、下記のとおり届出いたします。

現場代理人	氏名	
	緊急連絡先	
工事名		
工事場所		
請負代金額		
契約締結年月日	年 月 日	
工期	年 月 日 から 年 月 日まで	
監督員氏名	Ⓜ	

上記の現場代理人が兼任を求める工事

工事名	
工事場所	
請負代金額	
契約締結年月日	年 月 日
工期	年 月 日 から 年 月 日まで
兼任工事の区分	1. 近接工事 ・ 2. 近接工事以外の工事
予定監督員等氏名	Ⓜ

※近接工事との兼任など兼任を求める工事が増える場合は、別紙に表を足すこと。

※兼任工事の区分はいずれかの数字を丸で囲むこと。

※請負代金額が130万円を超える工事で現場代理人が兼任を求める場合は、届出の対象となることに留意すること。

現場代理人兼任解除届出書

年 月 日

館林市長 様

住 所
受注者
氏 名

年 月 日付けで届出した現場代理人の兼任について、兼任を解除したく、次のとおり届出いたします。

工事名	
工事場所	
請負代金額	
工期	年 月 日 から 年 月 日まで
監督員氏名	
解除理由	<input type="checkbox"/> 本件工事が完成したため <input type="checkbox"/> 本件工事の現場代理人を変更したため <input type="checkbox"/> その他 ()

※工事が完成している場合は工事完成通知書又は工事打合せ書、現場代理人を変更した場合は、現場代理人等変更通知書の写しを合わせて提出すること。